

令和3年8月25日付け国事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」より抜粋

B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大している中、法第45条第2項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、感染リスクが高い場面とされた百貨店の地下の食品売り場等についても、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。

また、上記の要請に際しては、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐための入場整理等を行うよう事業者等に要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものである。

● 施設全体での措置

レ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う

レ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

● 売場別の措置

レ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う

レ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う

レ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

※ なお、「入場整理」の実施については、ホームページ等を通じて広く利用者に周知するとともに、施設の出入口にも掲示する等わかりやすい周知をお願いします。